

第二次北本市空家等対策計画（案）に対する意見一覧
パブリックコメント結果の公表

意見内容
民・公（道路や公園等）でのトラブルの場合は、行政代執行等の強い権限があるが、民・民でのトラブルであると、「適切な管理のお願い」のような、お知らせのようなものでしか対応できず、どんどん空き家が増えていつている。 条例を厳しくし、もっと住みやすいきれいな街を目指して頂きたい。でないと、今後も改善されることはないと思う。
市の考え方
条例では空き家等が道路や公園等の公共の場所において、人命や財産に対する危険が生じる場合のみ、緊急安全措置を市で実施できるよう規定してあります。 空き家を適切に管理する責任は所有者（管理者）にあります。そういった危険性がない空き家についても条例に基づく指導等を実施できるよう規定しており、必要により文書で通知を行っています。 また、昨今の空き家の問題から令和5年12月に空家法が改正され、管理不全空家等の認定制度が規定されたことから、計画（案）の19ページから20ページに「管理不全空家等」の基本的な方針を定めたところです。 今後の適切に管理されていない空き家の対応については、管理不全空家等の発生抑制の対応策等を検討し、また、条例の見直しも含めて総合的に空き家対策に取り組んでまいります。